

平成20年度事業計画（案）について

平成20年8月22日

事業計画(案)

「阿見町地域公共交通活性化協議会」において連携計画を策定する事業期間は、平成 20 年 8 月から平成 22 年 3 月末までとします。

平成 20 年度は、実態調査を実施し、その結果の分析と町民参加ワークショップを経て、阿見町の現状の課題を明確にし、計画書のなかで該当する部分についての文案を検討するため、次の事業を実施します。

- ・ 協議会の開催： 年 2 回程度
- ・ 幹事会の開催： 年 2～3 回程度
- ・ 町民の交通行動の実態調査： 町民アンケート、公共交通利用者ヒアリング
- ・ 町民参加による事業ニーズの把握： 期間中 6 回程度のワークショップを開催
- ・ 先進事例の調査・事例収集

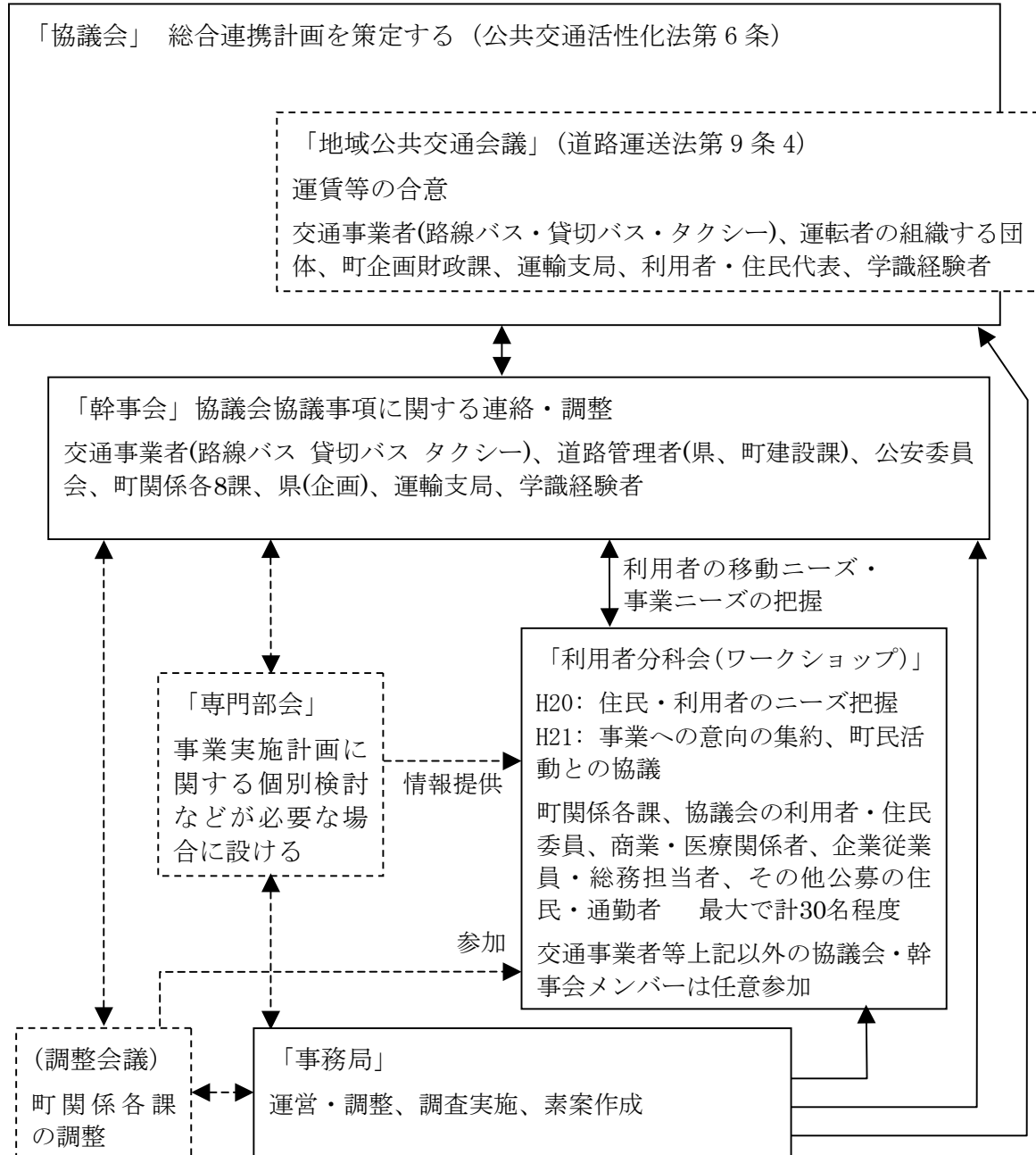
日 程	議事内容
平成 20 年 8 月 22 日 第 1 回 協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 協議会規約制定について ・ 協議会各種規程の制定について ・ 平成 20 年度事業計画について ・ 平成 20 年度予算について
平成 20 年 9 月上旬 § 平成 21 年 2 月下旬	連携計画策定業務 <ul style="list-style-type: none"> ・ 町民意向調査の実施 ・ 移動ニーズの把握 ・ 交通事業・施設整備へのニーズ把握 ・ 公共交通利用者現地調査の実施 ・ 幹事会の開催 ・ 利用者分科会（ワークショップ）の開催 ・ 現状と課題の確定
平成 21 年 3 月初旬 第 2 回 協議会	中間報告 <ul style="list-style-type: none"> ・ 現状分析結果について ・ 課題の抽出について ・ 平成 21 年度事業計画について ・ 平成 21 年度予算について

なお、平成 21 年度にはこれに基づいて、次の事業を実施する予定です。

- ・ 総合連携計画の計画書作成と公開
- ・ 国土交通省補助事業にむけての事業計画の立案作成

1. 地域公共交通総合連携計画策定協議会および関連組織

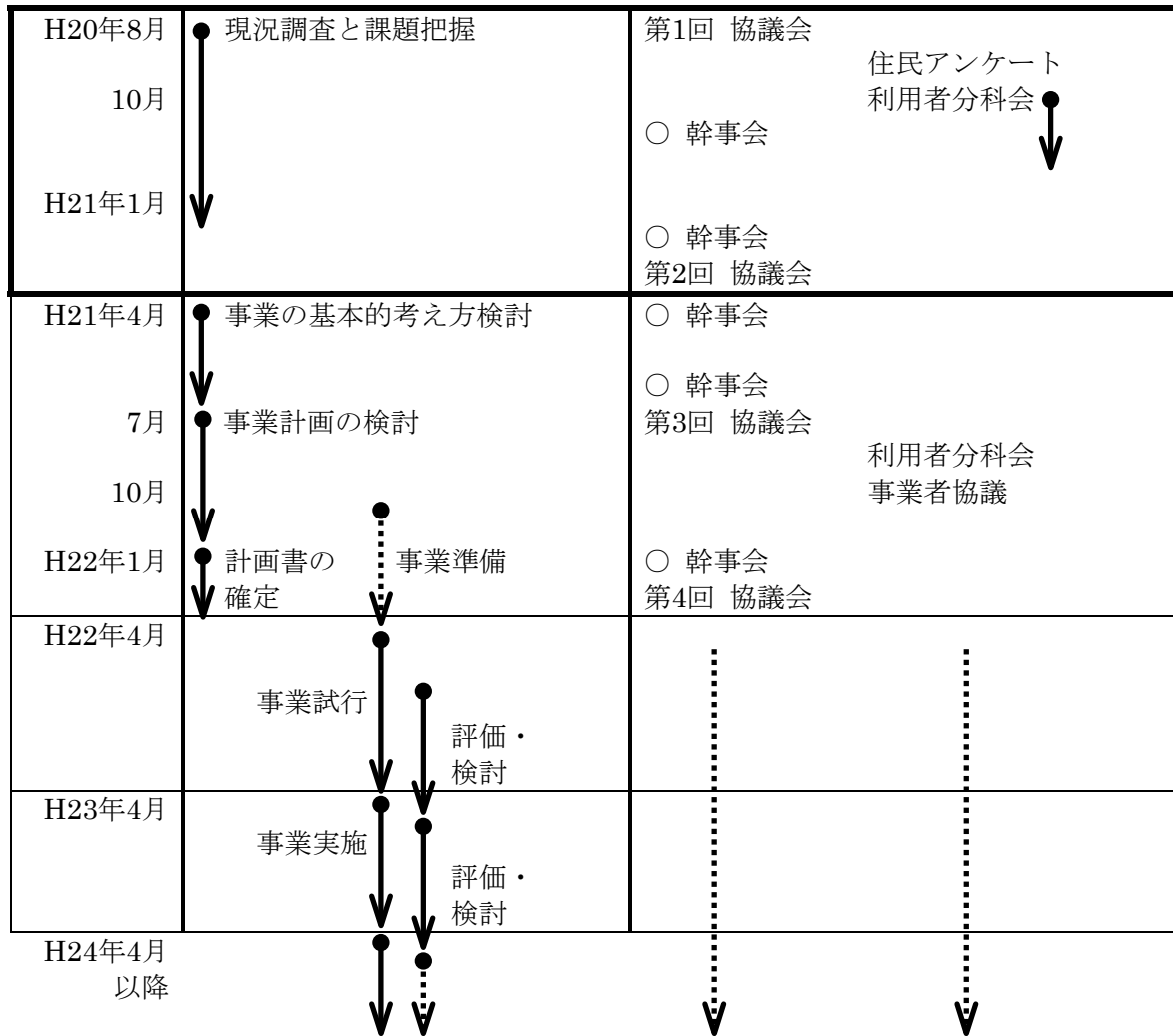
※「地域公共交通会議」は計画策定および事業試行(道路運送法第21条第2項での運行の場合)を行なう範囲内では必ずしも設置の必要はありませんが、運輸局(支局)とも相談の上で進めるものとします



2. スケジュール(案)

(1) 全体計画

本協議会で連携計画を策定する事業期間は、前述のとおり平成22年3月末までとしますが、それ以降の事業試行の段階においては評価・検討が必要となるため、本協議会を母体として継続的に組織を設置するものとします。



(2) 計画策定のスケジュール案

- ・ 「 」印は、計画書の各章の内容を検討することを示しています。
- ・ 事業(試行)の実務的な準備や財源確保のために、H21年度のスケジュールを繰り上げた中間取りまとめを行なう可能性があります

	協議会	幹事会	利用者分科会	事務局
H20年8月	第1回 設立、規約確認、事業計画 「背景・目的」			
9月				住民アンケート調査実施
10月			移動ニーズの把握	バス利用者調査
11月		「交通の現状と課題」 骨子	交通事業・施設整備へのニーズ把握	住民アンケート分析 「交通の現状と課題」 事務局案
12月				
H21年1月			「交通の現状と課題」 分科会案	
2月		「交通の現状と課題」 確定 H21年度事業計画		
3月	第2回 H21年度予算・事業計画 「交通の現状と課題」			
4月		「事業の基本的な考え方」 骨子		「事業の基本的な考え方」 事務局案
5月	先進事例勉強会		「事業の基本的な考え方」 分科会案	
6月		「事業の基本的な考え方」 確定 「事業計画」 骨子		
7月	第3回 H20年度決算 H22年度構想 「事業の基本的な考え方」			
9月			事業ニーズの把握	
11月			「事業計画」 分科会案	
H22年1月		「事業計画」 確定		パブリックコメント
3月	第3回 報告書確定			

